

# 院内感染防止対策に関する指針

慈誠会記念病院

# 慈誠会記念病院 院内感染防止対策に関する指針

## 第1 目的

職員一体となって安全で安心のできる医療・介護サービスの提供を行うことを目的として、院内感染の発生予防及び発生時の感染拡散防止対策等に関する指針を策定する。

## 第2 基本的事項

院内感染対策で最も重要なことは、院内感染を未然に防止することである。院内感染予防にあたっては、日頃から標準予防策（スタンダードプリコーション）に基づいた医療・介護行為を実践する。あわせて主要な疾患別対応マニュアルに準じた対策を実施する。

医師は、薬剤耐性菌対策として「適正抗菌薬使用ガイド」（添付資料）を遵守することに努める。

院内感染が発生した場合には、原因の速やかな特定、制圧、終息に努める。こうした院内感染防止対策の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

## 第3 組織及び体制

### (1) 院内感染対策委員会

病院長を委員長とし、関係各部門責任者を構成員として組織する院内感染防止対策委員会（ICC）を設け、毎月1回定期的に会議を行う。院内感染防止対策に関する病院全体の問題点を把握し、抗菌薬の適正使用状況を定期的に調査し、改善対策を講じるなど院内感染対策活動の中核の役割を担い、感染対策についてすべての事項を決定する機関である。ICCの要項は、別途定める。

### (2) 院内感染防止リンクナース会議

ICCの下部組織として各病棟・外来の責任者により選出された看護師にて構成されるリンクナース会議を設ける。原則として毎月1回の定例会議を開催する。

#### 院内感染防止リンクナースの任務

- ①院内感染ラウンドと情報収集と指導
- ②感染症患者の把握とICCへの報告
- ③ICC決定事項の徹底
- ④各種疾患別対応マニュアルの確実な実践と指導

- ⑤院内感染対策に関する職員への教育・啓蒙
- ⑥「適正抗菌薬使用ガイド」の遵守状況の把握
- ⑦研修会の企画・運営

#### 第4 職員研修に関すること

- (1) 院内感染対策のための基本的な考え方及び具体的な方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 院内職員研修は、年2回程度定期的に全職員を対象に開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果・参加実績は、院内研修会記録を作成し保管する。

#### 第5 感染症の発生状況の報告に関すること

検査科主幹は院内感染を予防するために、感染情報レポートを週1回程度作成し職員へ情報提供を行う。毎月の感染情報をICCで報告するが、緊急を要する場合には、直ちにICC委員長（院長）に報告する。委員長は臨時のICCを招集し対応を検討する。

#### 第6 院内感染発生時の対応に関すること

- (1) 院内感染発生時を疑われる事例が発生した場合は、主治医、感染管理担当看護師を通じてICC委員長（院長）に報告する。委員長は臨時のICCを開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、それを実施することを全職員へ衆知徹底する。
- (2) 病院内での対応が困難な事態が発生した場合や、発生が疑われる場合は、委員長は、地域の専門家または管轄の保健所に相談する。
- (3) 報告の義務付けられている疾病が特定された場合には、委員長は、速やかに管轄の保健所に報告する。

#### 第7 患者等に対する指針の開示と対応に関すること

- (1) 本指針は、当院ホームページ上に掲載される。
- (2) 患者及び家族等から詳しい説明の求めがあった場合には、これに応じるものとし、院内感染防止対策の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

#### 第8 その他

- (1) 各種疾患別院対応マニュアルは、各部署、全職員がいつでも閲覧できる場所に設置されるものとし、これらに準じて院内感染対策を実施する。

- (2) 職員は、自らが院内感染の感染源にならないよう、定期的に健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (3) 各種疾患別対応マニュアルの見直しが必要と認めるときには、I C Cで議事として取り上げ、検討し、委員会の決定により改定を行う。

平成19年7月1日策定

平成20年9月 改定

平成21年9月 改定

平成22年9月 改定

平成25年9月 改定

平成30年4月 改定

平成31年4月 改定